

佐賀県選挙管理委員会告示第73号

政党助成法に基づく公表対象報告文書の開示に関する規程を次のように定める。

令和7年12月2日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大川正二郎

政党助成法に基づく公表対象報告文書の開示に関する規程

(趣旨)

第1条 政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）に基づく公表対象報告文書の開示については、法、政党助成法施行令（平成6年政令第371号。以下「令」という。）及び政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公表対象報告文書」とは、令第7条の公表対象報告文書のうち、佐賀県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が受理したものという。

(公表対象報告文書の閲覧)

第3条 公表対象報告文書の閲覧は、県委員会の事務室で、執務時間中にしなければならない。

- 2 公表対象報告文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 3 公表対象報告文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反した者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公表対象報告文書の写しの交付)

第4条 法第32条第5項の規定により、公表対象報告文書の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名
 - (2) 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称及び公表対象報告文書に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年
 - (3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該複数の実施の方法、写しの交付の請求に係る公表対象報告文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
 - (4) 写しの送付の方法による公表対象報告文書の写しの交付を求める場合にあっては、その旨
- 2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 3 県委員会は、公表対象報告文書の写しの交付の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に、請求者に対して、当該請求に係る公表対象報告文書の写しを交付する旨並びに交付する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 県委員会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の規定による通知を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して15日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、県委員会は、延長する期間及びその理由を請求者に書面により通知しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、請求に係る公表対象報告文書の写しが著しく大量であるため、当該請求があつた日の翌日から起算して30日以内にその全てについて第3項の規定による通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、県委員会は、当該請求に係る公表対象報告文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に同項の規定による通知をし、残りの公表対象報告文書の写しについては相当の期間内に同項の規定による通知をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公表対象報告文書の写しについて第3項の規定による通知をする期限

6 県委員会は、第3項の規定による通知をしたときは、速やかに、請求者に對して、公表対象報告文書の写しを交付しなければならない。
(費用の負担)

第5条 前条第6項の規定により公表対象報告文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定による写しの作成に要する費用は佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の写しの作成に要する費用の例により算出する。

3 前項に規定する費用はあらかじめ納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の廃止)

2 政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年佐賀県選挙管理委員会告示第2号）は、廃止する。